

## 外部評価回数の緩和事務要領Q&A

平成22年4月1日

大分県福祉保健部高齢者福祉課

### 【質問1】

「大分県地域密着型サービス外部評価実施回数緩和事務取扱要領」（以下「取扱要領」という。）2の（5）では、実施回数を緩和することのできる期間は、「直近の実施日」が属する年度の翌年度とする」とありますが、実施日が2月または3月に5回目の受審となる事業所の場合、3月末日までに「大分県地域密着型サービス等外部評価実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第3の2の要件アの「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市町村に提出することが困難と思われます。

また、4月末日までに評価が確定していないときは、実施要綱第3の2の要件エの外部評価項目の2，3，4，6の実践状況が適切であるかどうかの判断ができないと思われます。

上記のような場合は、翌年度の2月または3月に受審を行わなければならないと考えてよいでしょうか。

### 【回答1】

評価が確定していないために、実施要綱第3の2の要件アが未提出、実施要綱第3の2の要件エの外部評価項目の2，3，4，6の実践状況が適切であるかどうかの判断ができない場合については、「実施回数の規定適用申請書（様式1）」の提出が3月末日、4月末日以降となっても可とします。

翌年度にずれ込んで申請をした場合については、提出を受けた市町村においては、内容を確認でき次第、速やかに県に提出するとともに、県において審査の上、「直近の実施日が属する年度の翌年度」を外部評価回数の緩和を適用する年度として指定します。

よって、実施日が属する年度の翌年度が緩和を適用する年度に指定された場合は、当該事業者は、翌年度の2月または3月に受審する必要はありません。

### 【質問2】

2月または3月に6回目を受審した調査の評価が確定していないときは、実施回数の規程適用申請書は、前回（5回目）の評価結果で行うことになるかと解してよいでしょうか。

あるいは、「市町村は、原則として、4月末日までに県に提出すること」とあるので、2月または3月に調査を実施したものについては、事業者は、評価が確定したら速やかに市町村に提出することでよいのでしょうか。

### 【回答2】

直近の調査結果によって審査することとしますので、6回目の調査（直近の調査）が確定してから「実施回数の規定適用申請書（様式1）」を市町村に提出してください。

「事業者は3月末日までに市町村に提出」「市町村は4月末日までに県に提出」としているのは、定期的な事務処理を行うための定例のとりまとめ期限ですので、評価確定日等の都合によりこの期限により難しい場合は、事業者は、評価確定後に、市町村に提出し、市町村から送付を受けた県で審査の上、県から可否を通知することとなります。